

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		行政財産目的外使用許可
根拠条例・規則等名		地方自治法及びさいたま市財産規則
条 項		法第 238 条の 4 第 7 項及び規則第 21 条
所 管 部 課		都市局 都心整備部 都心整備課氷川参道対策室(電話:048-646-3122)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (理由) 氷川参道整備事業に支障とならない範囲で、さいたま市財産規則第 21 条及び行政財産目的外使用許可事務取扱要領第 4 に基づき審査を行っているため。
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	行政財産目的外使用許可事務取扱要領に基づき 20 日 (休日を除く。)
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		